

訪日外国人向けモバイル通信関連施策について

平成26年11月18日

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 料金サービス課 課長補佐 植松利紗

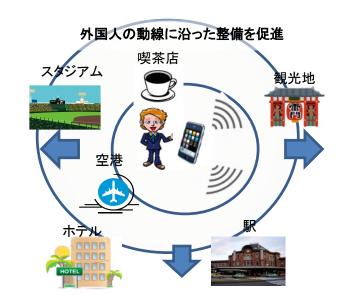
1. 国内発行SIMへの差し替え等によるスマートフォン・携帯電話利用の円滑化

2. 「モバイル創生プラン」

3. SIMロック解除の推進

1. 国内発行SIMへの差し替え等による スマートフォン・携帯電話利用の円滑化 2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催を見据え、訪日外国人のICT利用環境整備に向けたアクションプランとして、「SAQ² JAPAN Project」を取りまとめ公表(2014年6月12日)。

- ※ SAQ² JAPAN Project: 訪日外国人が我が国の世界最高水準のICTを「サクサク」利用できるよう、選べて(<u>S</u>electable)、使いやすく<u>A</u>ccessible)、 高品質な(<u>Q</u>uality)、ICT利用環境を実現することを目指す。
- 1. 無料Wi-Fiの整備促進と利用円滑化
- 2. 国内発行SIMへの差し替え等による スマートフォン・携帯電話利用の円滑化
- 3. 国際ローミング料金の低廉化
- 4. 「言葉の壁」をなくす 「グローバルコミュニケーション計画」の推進



「国内発行SIMへの差替え等によるスマートフォン・ 携帯電話利用の円滑化」に向けた取組

課題

- 我が国の通信インフラを、低廉にかつ一定のセキュリティを確保しつ つ利用するには、国内発行SIMの利用が有力な選択肢。
- 現状では空港の売店や自動販売機といった場所でのSIM販売が諸 外国と比較して限定的。
- 訪日外国人にとって、MVNO等の販売するSIMを利用する際の障害の一つは初期設定手順の煩雑さ。
- 海外から持ち込まれる、我が国の技術基準を満たすことを予め確認していない移動通信端末の利用について整理が必要。



例:「Prepaid LTE SIM by So-net」の 自動販売機(関西国際空港)

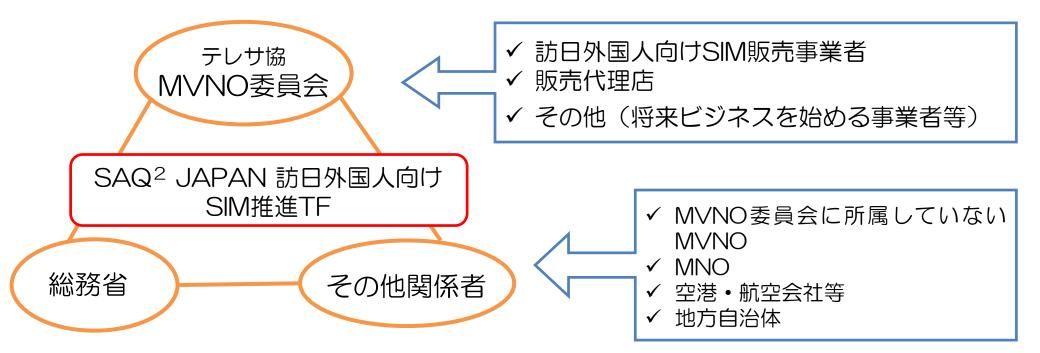
取組事項

- MVNO等の販売するSIMの利用開始手続の改善等訪日外国人が迅速かつ容易に国内発行SIMを利用できる環境の整備[平成26年中に検討・結論]
- 一時的に国内に持ち込まれた、我が国の技術基準を満たすことを予め確認していない移動通信端末の利用について整理[平成26年度中に検討・結論] → 電波政策ビジョン懇談会で議論

SAQ² JAPAN 訪日外国人向けSIM推進タスクフォース

SIMカードの利用開始手続きの改善については、本年8月に総務省とMVNO委員会等の関係者で「訪日外国人向けSIM推進タスクフォース」を立ち上げ、国内発行SIMを利用しやすい手続きの仕組みを検討。

SAQ² JAPAN訪日外国人向けSIM推進タスクフォース



検討状況の概要

- ■「訪日外国人向けSIM推進タスクフォース」での検討状況
- ✓ MVNOサービスの利用開始時に利用者が端末上で行う初期設定(APN*設定)の方法が煩雑で分かりにくい問題等を検討。

* APN(Access Point Name): 端末に設定され、ネットワークに接続してデータ通信を行う際に接続先を指定する文字列。

〔改善方法例〕

- ①APN情報を端末にあらかじめ設定
- ②APN情報をSIMにあらかじめ設定(SIMから直接APNに接続)
- ③利用者に対し、APNの設定方法等について周知

✓ KPI (達成目標・業績評価指標)の設定

訪日外国人向けSIMカードの販売事業者とサービス例

■ 訪日外国人が利用する、国際線が入る空港や駅において、店舗カウンターや自動販売機によるプリペイド型SIMカードを提供。

事業者名	サービス名	料金(税抜)	音声通話	データ通信	通信可能期間	チャージ
So-net	プラン1G	2,778円	_	1GB	30日	200M: 1,500円 /30日 500M: 2,000円 /30日 1G: 2,838/60日
	プラン2.2G	3,704円	_	2.2GB	30日	
	プラン3G	4,630円	_	3GB	60⊟	
NTT コミュニケーション ズ	Prepaid SIM for JAPAN	2,980円	1	100MB/ 日	7日	_
		3,500円			14⊟	_
日本通信	PAYG SIM	9,240円	60分	3GB	7日	_
インターネット・ イニシアティブ	JAPAN TRAVEL SIM	3,780円(ビッグカ メラ) 3,787円(ヨドバシ カメラ)	_	2GB	3ヶ月	500MB: 1,100 円 1.25MB: 2,200 円

2.「モバイル創生プラン」

本年10月31日、モバイルによる国民負担の軽減と我が国の経済の創生を目指した「モバイル創生プラン」を高市総務大臣より発表。

→ **もっと自由で、もっと身近で、もっと速く、もっと便利に、**モバイルを利用できる環境整備が重要。

(1) もっと自由に!

- ⇒ 自由に選べるモバイルの推進(SIMロックの解除等)
- (2) もっと身近で!
 - ⇒ 安くて安心して**使えるモバイルの推進** (MVNOの普及促進、青少年等が安心して利用可能な環境整備)
- (3) もっと**速く!**
 - ⇒ モバイルの更なる高速化(4G割当て)

※ MVNO (Mobile Virtual Network Operator):電波の割当てを受けた事業者から無線ネットワークを借りて独自のサービスを提供する事業者。

※ SIM (<u>S</u>ubscriber <u>I</u>dentity <u>M</u>odule) ロック: 携帯電話事業者が、自社のSIMカード等、特定のSIMカードが差し込まれた場合にのみ動作

するよう端末を設定すること。

※ **4G**: 光ファイバ並み(最大伝送速度1Gbps)の通信サービスを提供可能とする次世代の移動通信規格

- (4) もっと便利に!
 - ⇒ 新たなモバイルサービスの創出(事業者に対する規制の見直し)
 - ※ 市場支配的事業者への規制の一部緩和による多様な業種とのコラボレーション、新事業の創出のための環境整備

<mark>可能なものからスピード感を持って実行</mark>。

→ モバイルによる我が国創生と国民負担(通信費)軽減を目指す。

3. SIMロック解除の推進

SIMロック解除の推進(1)

課題

- 総務省では、2010年(平成22年)に「SIMロック解除に関するガイドライン」を策定し、 事業者の自主的取組によるSIMロック解除の実施を求めたところであるが、その**取組状況は** 限定的※。
 - ※ NTTドコモ: iPhone、フォトパネル以外の端末でSIMロック解除可能。KDDI(au):全機種でSIMロック解除不可。ソフトバンクモバイル: 4機種以外の機種(iPhoneを含む)でSIMロック解除不可。
- A社端末 (SIMロックされた端末)
- LTE(3.9世代携帯電話)やスマートフォンの普及等により、モバイル市場の環境変化が進む一方、SIMロックによる顧客囲い込みが一因となって高額なキャッシュバックや通信料金の高止まり等の問題が発生。
- SIMロックのかかった端末では、利用者が携帯電話事業者を移る際に新たに端末を購入する 必要がある、海外渡航時に現地の携帯電話事業者のSIMカードに差し替えて通信できな い等、利便性を阻害。
- 現在、日本を除く主要国の通信事業者は、少なくとも契約締結から一定期間経過後には要望に応じてSIMロックを解除。
 - ※フランス、米国、韓国ではSIMロック解除に関する規制を設けており、SIMロックの解除を義務づけ。

SIMロック解除の推進②

情報通信審議会等における検討

「ICTサービス安心・安全研究会」及び「情報通信審議会 2020-ICT基盤政策特別部会」の答申案等において、携帯電話事業者が利用者の端末にかけているSIMロックの解除を進めることが適当との考え方が示された。



総務省の取組

情報通信審議会等の提言を踏まえ、SIMロック解除の実効を確保するためのガイドラインの改正について検討。

「SIMロック解除に関するガイドライン」の改正案について(13

基本的な考え方

■ 電気通信事業者が正当な理由なくSIMロックの解除に応じないことにより、電気通信の健全 な発達又は利用者の利益の確保に支障が生じるおそれがあるときには、電気通信事業法に基づ **<業務改善命令の対象**になることを明示。

対象端末と手続き

- SIMロック解除の対象となる端末は、汎用的に通話やデータ通信を行うための全ての端末 (いわゆるフィーチャーフォン、スマートフォン、タブレット、モバイルルーター及びUSB モデム)。
- SIMロック解除の手続は、可能な場合はインターネット経由や電話による手続を行うなど、迅 速かつ容易な方法によって、<u>無料で行う</u>ことが原則。
- 事業者は、SIMロック解除の対象となる端末や手続を定めた**運用方針を予め定め公表**。

「SIMロック解除に関するガイドライン」の改正について(

留意すべき事項

事業者が留意すべき事項として、

- ① 利用者に説明すべき事項及びその方法
- ② SIMロック解除端末に関する利用者の問合せ窓口等の明確化
- ③ 技術基準適合性の確認等

について規定。

ガイドラインの適用等

- 改正後のガイドラインは、**来年5月1日以降新たに発売される端末に適用**。
- 総務省は、ガイドラインの適用後の状況を踏まえ、必要に応じガイドラインを見直すとともに、所要の対応を実施。

→パブリックコメント(本年10月31日~12月1日まで)を経て、年内改正予定

ご静聴ありがとうございました

END...